

社会資本整備等に関する意見書について

社会資本整備等に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年10月5日

旭川市議会
議長 福居 ひでお 様

提出者 旭川市議会議員

笠井 まなみ

あべ なお

たけいし よういち

石川 まさゆき

沼崎 雅之

えびな 安信

高橋 ひでとし

菅原 範明

佐藤 さだお

松田 たくや

安田 よしまさ

杉山 允孝

社会資本整備等に関する意見書

本市は、美しい自然環境に恵まれ、豊富で新鮮な食により我が国の食料供給を担うとともに、先人たちが築いてきた歴史、文化や気候風土など本市ならではの魅力を有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めている。

こうした中、地域の生活や産業を支える社会資本の整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害への対応など防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、今後一斉に更新期を迎える橋りょうなど公共施設の老朽化対策の推進が大変重要となっている。

今後は、本市が持つ食や観光に関連する潜在能力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない本市を支える基盤の確立に向けた社会資本の整備を図ることが必要である。加えて、積雪寒冷地である本市においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の市民生活の安全、安心を図ることが必要である。

しかし、地方財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、社会資本の整備、管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後も、昨今の地震、豪雨、豪雪などの災害状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や直轄国道との連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 橋りょう、舗装など道路施設の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実、強化を図ること。
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全、安心を守る通学路等の交通安全対策を強化、推進するために必要な予算を確保すること。

- 6 社会資本の維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 冬期間における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 堤防整備等の治水対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政・技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会